八尾市指定給水装置工事事業者の
【各種届出（変更等）】のご案内

指定事項の変更　※届出の受付は郵送でも可としています。

●事業所の名称、氏名又は名称、その他の指定事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」（様式第１０）を提出してください。

※ 変更内容を反映した指定証が必要な方は、【指定証の再交付】申請をお願いします。

【添付書類】

申請時に持参する書類		定款の写し	登記事項証明書	住民票	誓約書	備考
名称・商号の変更又は氏名変更	法人	○	○			※登記事項証明書及び住民票は発行日から3か月以内の原本 ※定款は余白に原本証明と代表者氏名を明記 ※個人の氏名変更とは「個人事業者本人の氏名」が変更となる場合
	個人			○		
住所変更	法人	○	○			
	個人			○		
代表者変更及び役員変更	法人		○		○	
	個人	廃止届を提出後、新たに新規指定申請				
事業所の名称（屋号）変更 事業所の所在地変更 電話番号・FAX番号変更	法人	事業所の名称及び所在地が確認できる書類を添付				電話番号・FAX番号のみの変更では添付書類不要
	個人	事業所の所在地が確認できる書類（公共料金の請求書の写し、賃貸契約書の写し等）を添付				

「個人⇒法人」「個人⇒個人」「法人⇒個人」「法人⇒法人（営業譲渡・合併による新会社の設立）」での変更はできません。
このような場合は廃止後に新規指定での手続きとなります。ただし、「有限⇒株式」組織変更は同一法人とみなし、名称変更で申請して下さい。

主任技術者の選任・解任　※届出の受付は郵送でも可としています。

●給水装置工事主任技術者を選任及び解任したときは、遅滞なく、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（様式第３）を提出してください。給水装置工事主任技術者が欠けるに至った時は、当該事由が発生した日から２週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任するか、新たに選任できない場合は、「指定給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出書」（様式第１１）により、廃止・休止の手続きを行ってください。

【添付書類】「給水装置工事主任技術者」免状写し、又は「給水装置工事主任技術者証」の写し（選任時）

事業の廃止・休止・再開の届出　※届出の受付は郵送でも可としています。

●廃業や合併による消滅等があったときは、「指定給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出書」（様式第１１）により、廃止・休止の手続きを行ってください。廃止・休止は30日以内、再開は10日以内に手続きを行ってください。

【添付書類】「指定証」（原本）（廃止・休止時）

【受付場所】
八尾市水道局　施設整備課　給水係
電 話　072-923-6308（直通）
ＦＡＸ　072-923-6595
Ｅ㈮　suidousisetsu@city.yao.osaka.jp

【送付先】
〒581-0007　大阪府八尾市光南町一丁目4番30号
八尾市水道局　施設整備課　給水係

【受付時間】
平日９：００～１１：３０、１４：００～１６：３０

※ 郵送される方は事前に電話連絡をお願いします。

提出期限を過ぎる場合は、遅延理由書の提出を求めます。届出は郵送でも可としておりますが、不備があった場合に提出期限より遅延する場合がありますので、早めの届出をお願いします。